

学校給食事業の民間委託について

その③【学校給食費の徴収】

令和7年1月
留萌市教育委員会
学校給食センター



事業概要

なお、これまでどおり、**学校給食費の管理は、留萌市学校給食会**が行います。

【主な変更点】

支 払		徴 収	管 理
令和6年度 まで	留萌市学校給食会の 指定金融機関口座か らの引落とし	各小中学校	留萌市 学 校 給食会
令和7年度 から	希望する金融機関口 座からの引落とし	コープさっぽろ	



【学校給食費保護者負担額及び徴収方法】

○一食あたりの保護者負担額 **小学生270円 中学生312円**

(※令和6年度に改定した一食あたりの学校給食費 小学生322円 中学生373円)

※物価高騰により、令和6年度に一食あたりの学校給食費を改定いたしましたが、保護者負担額を据え置き、その影響分は市が負担しております。

現時点においても、食材の値上がりが続いていますが、令和7年度も今年度と同様に保護者負担額を据え置き、影響分については市が負担します。

徴収方法

1食あたりの保護者等負担額単価に年間給食見込数を乗じて算定された金額を5月から1月までの間、概算徴収し、2月に清算します。

例) 小学生の場合 @270×年間給食見込数200日＝年間54,000円

5月～1月 5,400円 2月5,400円 (清算なしの場合)



【学校給食費の支払口座確認について】

給食費支払口座につきましては、保護者へ配布し、ご提出いただきます
学校給食費の支払口座確認書兼申出徴収同意書において、確認いたします。

※学校給食費支払口座確認書兼申出徴収同意書 ～ 一部抜粋 ～

3.学校給食費支払口座確認 ※希望する支払い方法の口をチェックしてください

組合員番号									
						-			

学校給食回収代行事業者（コープさっぽろ）の組合員である

↓ いいえ ↓ はい→ ※組合員の方は必ず記入してください

☐ 注1①組合員加入申込書及び希望する金融機関を②口座振替依頼書にご記入の上、提出してください。

商品購入時（トドック・灯油・電気等）の口座を登録している（共済は対象外）

↓ いいえ ↓ はい

☐ 希望する金融機関を②口座振替依頼書にご記入の上、提出してください。

登録している口座からの引落しを

↓ 希望しない ↓ 希望する

☐ 注1 ①組合員加入申込書及び希望する金融機関を②口座振替依頼書にご記入の上、提出してください。

☐ 手続き不要です。

注1①「組合員加入申込書」は、給食費の徴収業務に必要な徴収番号等を管理するために必要な書類であり、これをもってコープ組合員となるわけではありません。

注1「組合員加入申込書」は、給食費の徴収業務に必要な徴収番号等を管理するために必要な書類であり、これをもってコープ組合員となるわけではありません。

※ 個人情報の保護に基づき、提供いただいた情報は、学校給食費の徴収以外の目的では使用しません。



【申出徴収への同意について】

※学校給食費支払口座確認書兼申出徴収同意書 ～ 一部抜粋 ～

【学校給食費の児童手当からの申出徴収の同意書】

私は、学校給食費を滞納した時には、児童手当法第21条(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収)に基づき、市から支給を受ける児童手当等の額から滞納分が完納するまで、その受給額を学校給食費の支払いに充てることに同意します。

※留萌市から、児童手当を支給されていない方、公務員、教職員は記入不要です

氏名

印



説明内容に関するご意見、ご質問については、下記、電話、メールにて受付いたします

留萌市学校給食センター

(電話番号)

0164-42-2079

(メールアドレス)

kyuusyoku@e-rumoi.jp

